

表題部 (土地の表示)		調製	平成16年3月15日	不動産番号	2917000159712
地図番号	美明15	筆界特定	余白		
所在	古賀市鹿部字権現			余白	
	古賀市美明一丁目			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
628番	畑	294		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年3月15日	
21番14	宅地	92.13		平成21年2月7日土地区画整理法による換地処分 他の換地 美明二丁目2番12 〔平成21年2月9日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成11年12月17日 第14152号	原因 平成11年12月16日売買 所有者 古賀市 順位7番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年3月15日

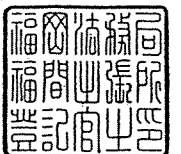


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年1月24日
福岡法務局福岡出張所

登記官

山下 幸伸



表題部 (土地の表示)		調製	平成16年3月15日	不動産番号	2917000159715
地図番号	美明15	筆界特定	余白		
所在	古賀市鹿部字権現			余白	
	古賀市美明一丁目			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
629番3	畑	69		余白	
余白	余白	61		③629番3、629番4に分筆 〔昭和60年6月10日〕	
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年3月15日		
21番15	宅地	6470		平成21年2月7日土地区画整理法による換地処分 他の従前の土地 鹿部字権現629番4、630番1、630番3 〔平成21年2月9日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成11年12月17日 第14152号	原因 平成11年12月16日売買 所有者 古賀市 順位7番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年3月15日
2	土地区画整理法による換地処分による所有権登記	平成21年2月9日 第1934号	所有者 福岡県古賀市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年1月24日
福岡法務局福岡出張所

登記官

山下 幸 伸



表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	2917010020058
地図番号	美明15	筆界特定	余白		
所在	古賀市美明一丁目			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
21番16	宅地	292 13		平成21年2月7日土地区画整理法による換地処分 他の換地 4番7 〔平成21年2月9日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成11年12月22日 第14340号	原因 平成11年12月20日売買 所有者 古賀市 土地区画整理法による換地処分により4番7の 土地順位1番の登記を転写 平成21年2月9日受付 第1934号

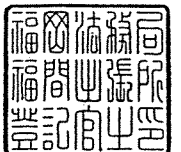


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年1月24日
福岡法務局福岡出張所

登記官

山下 幸伸



表題部 (土地の表示)		調製	平成16年3月15日	不動産番号	2917000160105
地図番号	美明8, 15	筆界特定	余白		
所在	古賀市鹿部字井ノ上	余白			
	古賀市美明一丁目	余白			
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付 [登記の日付]	
816番	田	611		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年3月15日	
21番17	宅地	458.77		平成21年2月7日土地区画整理法による換地処分 [平成21年2月9日]	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成11年12月17日 第14151号	原因 平成11年12月16日売買 所有者 古賀市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年3月15日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年1月24日
福岡法務局福岡出張所

登記官

山下 幸伸

